

# 令和元年度第1回浜松市環境審議会 次第

日時：令和元年6月3日（月） 9:30～11:15

会場：シルバー人材センター2階 大会議室

## 1 開会

## 2 挨拶

## 3 委嘱書の交付と自己紹介

## 4 議事

### ① 浜松市環境審議会について

資料 1-1、資料 1-2

資料 1-3

### ② 会長・副会長の選任について

### ③ 審議事項

- ・第2次浜松市環境基本計画の改定について

資料 2-1、資料 2-2、

資料 2-3

## 5 閉会

(配布資料)

	委員名簿
	座席表
資料 1-1	浜松市環境審議会について
資料 1-2	浜松市環境基本条例（抜粋）
資料 1-3	浜松市環境審議会規程
資料 2-1	第2次浜松市環境基本計画の改定方針
資料 2-2	第2次浜松市環境基本計画の改定について
資料 2-3	改定スケジュール（案）
別冊	第2次浜松市環境基本計画（本編及び概要版）

## 浜松市環境審議会委員名簿

(H31. 4. 1)

委員氏名	所属等
荒巻 太枝子	静岡県シェアリングネイチャー協会
小名木 秀雄	浜松市自治会連合会
田中 浩之	横浜創英大学 こども教育学部
中村 美詠子	浜松医科大学 医学部
野中 正子	浜松市消費者団体連絡会
藤井 康幸	静岡文化芸術大学 文化政策学部
藤本 忠藏	浜松医科大学 医学部
松浦 敏明	静岡県産業廃棄物協会
水谷 洋一	静岡大学 地域創造教育センター
渡邊 記余子	浜松商工会議所

◎：会長  
○：副会長

# 令和元年度第1回浜松市環境審議会【席次表】

1 日時 令和元年6月3日（月）9：30～11：15

2 会場 シルバー人材センター2階 大会議室

	副会長	会 長	
野中 正子			荒巻 太枝子
藤井 康幸			小名木 秀雄
松浦 敏明			田中 浩之
渡邊 記余子			中村 美詠子
			欠席者
			藤本 忠蔵
			水谷 洋一

説明者	環境政策課 藤田次長	環境部 藤田参与	環境部 影山部長	環境保全課 宮崎課長	ごみ減量 推進課 石岡課長	廃棄物 処理課 苗村参事
-----	---------------	-------------	-------------	---------------	---------------------	--------------------

事務局	環境政策課 嶋野補佐	天竜環境 事務所 鈴木所長	浜北環境 事務所 鈴木所長	南清掃 事業所 菅沼所長	廃棄物 処理課 鈴木担当 課長	廃棄物 処理課 石原担当 課長	産業廃棄物 対策課 今井課長
-----	---------------	---------------------	---------------------	--------------------	--------------------------	--------------------------	----------------------

傍聴者 (庁内・案件報告者)	傍聴者 (庁内・案件報告者)	傍聴席（報道）
-------------------	-------------------	---------

傍聴席	傍聴席	傍聴席（庁外）
-----	-----	---------

—— 入口 ——

## 浜松市環境審議会について

### 1 環境審議会の趣旨

本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法第 44 条の規定に基づき設置する。(浜松市環境基本条例第 22 条)

### 2 環境審議会の組織

- ・ 審議会は、委員 16 人以内で組織する。(同条例第 23 条)  
→現在、10 人で構成
- ・ 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める(同条例第 25 条)
- ・ 副会長一人を置き、委員の互選によりこれを定める(浜松市環境審議会規程第 2 条)

### 3 委員の任期

委員の任期は、3 年とする。(同条例第 24 条)

現委員の任期：平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

### 4 今年度予定案件

以下の 6 件(審議案件 1 件、報告案件 5 件)が予定されている。

審議案件	第 2 次浜松市環境基本計画の見直しについて
報告案件	浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の進捗状況について
	第 2 次浜松市環境基本計画の進捗について
	生物多様性はままつ戦略の進捗状況について
	平成 30 年度ごみ・資源物の排出状況について
	浜松市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の改定について

### 5 開催時期

今年度中に 4 回程度開催予定

(6 月 3 日、9 月頃、11 月頃、令和 2 年 2 月頃)

○浜松市環境基本条例（抜粋）

第 3 章 環境審議会

（設置）

第 2 2 条 本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 4 4 条の規定に基づき浜松市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 3 条 審議会は、委員 1 6 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 事業者の代表

(2) 知識経験者

（委員の任期）

第 2 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 2 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

（部会）

第 2 6 条 審議会に必要な応じ、部会を置くことができる。

（審議会の運営）

第 2 7 条 第 2 2 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

浜松市環境審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松市環境基本条例（平成10年浜松市条例第49号）（以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、浜松市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(会長及び副会長)

第2条 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第3条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、専門委員に調査の結果の報告を求めることができる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 審議会は、条例第26条の規定により部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会の委員の互選により定める。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会の委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

7 部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、審議会が特に定める事項については、この限りでない。

(事務局)

第6条 審議会の事務局を環境部環境政策課に置く。

(細目)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成10年9月30日以降最初の審議会の開催日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 第2次環境基本計画(改定方針)

## 資料 2 - 1

### 1 基本的事項

- 1 環境基本計画とは ➤ 環境基本計画の策定意義
- 2 計画の位置づけ ➤ 第2次環境基本計画と環境分野及びその他の分野における個別計画との関連
- 3 計画の期間 ➤ 目標を達成するための計画期間
- 4 今回の見直し理由 ➤ 中間年度としての見直しを行う理由を簡潔に

### 2 策定後の社会情勢の変化

- 1 持続可能な開発のための2030アジェンダ
  - 持続可能な世界から持続可能な世界への「変革」
  - 地球規模の課題解決を目指す大きな目標 (SDGs)
- 2 パリ協定
  - 産業革命前からの世界平均気温上昇を2℃未満に
  - 温室効果ガスの「緩和」と「適応」
  - 気候変動適応法の施行
- 3 海洋プラスチック問題
  - 生態系を含めた海洋環境への影響
  - プラスチック資源循環戦略(案)

### 3 地域循環共生圏

- 1 地域循環共生とは
  - 第五次環境基本計画に示された概念
  - 具体的な内容
- 2 本市における該当事業
  - 環境分野だけではなく全ての分野における実例

### 4 計画掲載施策の達成状況

- 1 各施策の達成状況
  - 266施策における達成状況
- 2 これまでの評価
  - 策定から見直しまでの5年間における評価
- 3 今後の方向性
  - 達成状況・評価を踏まえた今後の方向性
- 4 課題の抽出
  - 評価の低い分野における課題の抽出

### 5 5つの基本方針の見直し

- 社会情勢の変化や掲載施策の評価・今後の方向性及び課題を踏まえ、5つの基本方針の見直しを図る
- ※ 5つの基本方針についての見直しを行うか否か？

### 6 計画の推進及び進捗管理

- 1 計画推進の基本的な考え方
- 2 主体別行動指針
  - 市、市民、事業者が行うべきこと
- 3 計画の推進体制
- 4 進捗の管理方法

# 第2次浜松市環境基本計画の 改定について

令和元年6月3日(月)  
令和元年度第1回浜松市環境審議会

## 1. 基本的事項

### (1) 環境基本計画とは

#### ・策定根拠

市長は、浜松市環境基本条例において環境の保全及び創造に関する基本的な計画(環境基本計画)を策定する(条例第9条第1項)

#### ・計画で定める事項

- ①環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- ②環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(条例第9条第2項)

# 1. 基本的事項

## ・背景

- 平成20年3月 第1次浜松市環境基本計画 策定  
→『水と緑と光が響きあう環境共生都市』を実現するための具体的な施策として「浜松市地球温暖化対策事項計画」等を策定

平成24年4月 第四次環境基本計画(国) 閣議決定  
⇒持続可能な社会の実現を目指す方針に

- 平成27年3月 第2次浜松市環境基本計画 策定

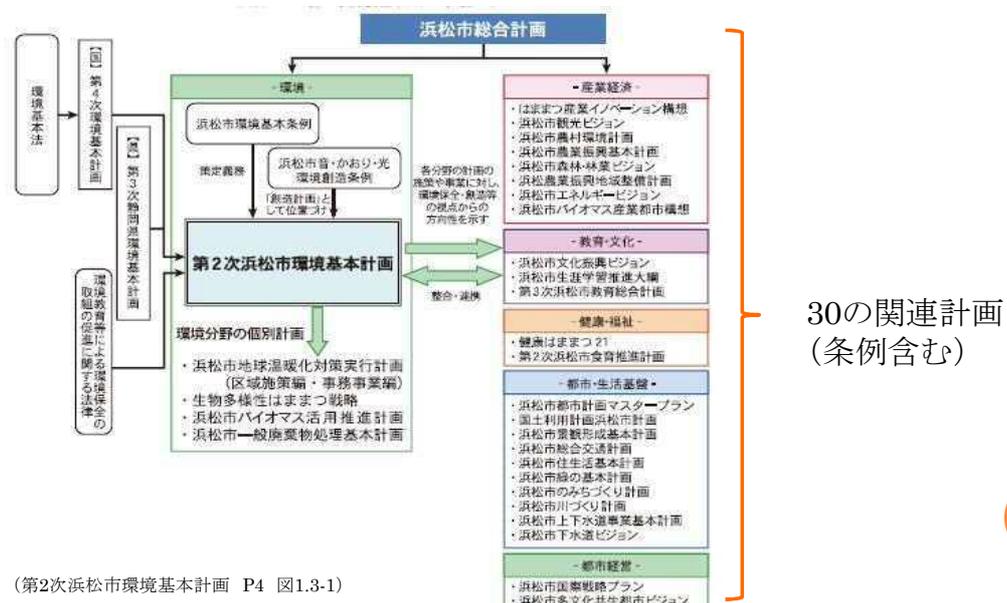


2

# 1. 基本的事項

## (2) 計画の位置付け

- 国や県の環境基本計画と整合
- 環境教育等促進法第8条に基づく行動計画
- 浜松市音・かおり・光環境創造条例第6条に基づく創造計画



(第2次浜松市環境基本計画 P4 図1.3-1)

3

# 1. 基本的事項

## (3) 計画の期間・対象

### ・計画期間

(第1次計画)

平成21年度～平成26年度

※終期は第1次浜松市総合計画の整合時期と整合

(第2次計画)

平成27年度(2015年度)～令和6年度(2024年度)

※第3次浜松市総合計画の計画期間と整合

### ・対象地域

本市全域

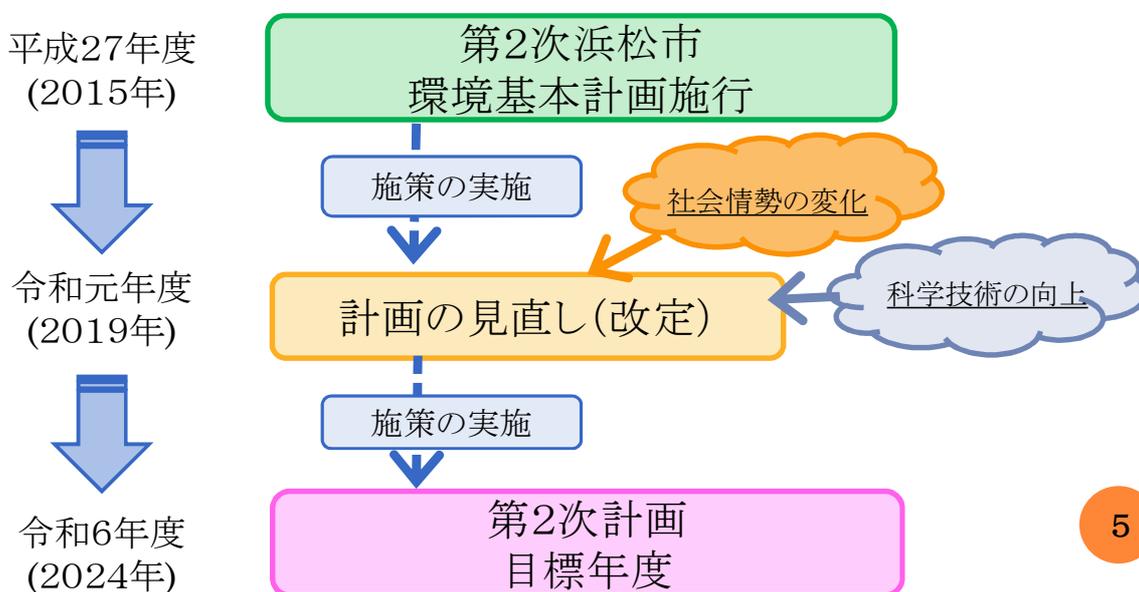
※周辺自治体等と連携することにより効果が得られる施策は、より広域な観点からの推進を図る

4

# 1. 基本的事項

## (4) 今回の見直し理由

計画の中間年度に当たり、社会情勢の変化や  
科学技術の向上を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う



5

## 2. 第2次計画策定後の社会情勢の変化

### (1) 持続可能な開発のための2030アジェンダ

#### ・2030アジェンダとは

・ミレニアム開発目標 (MDGs) : 2001年 国連サミットで採択

⇒ 途上国向けの目標

→ 地域(国)により目標の達成状況に差

取り残されて  
いる地域(社会)

#### 【課題】

あらゆる形態と様相の貧困を撲滅することが最も大きな地球規模の課題

変革的な手段が必要

・2030アジェンダ: 2015年9月25日 国連サミットで採択

持続可能な開発目標 (SDGs)

⇒ すべての国に適用される普遍的な目標

⇒ 「誰一人取り残さない」持続可能で  
多様性と包摂性のある社会の実現

6

## 2. 第2次計画策定後の社会情勢の変化

#### ・SDGs

・持続可能な開発目標 (**Sustainable Development Goals**) の略称

・2016年から2030年までの国際社会共通の目標

・世界全体で2030年の明るい未来を作るため

**17のゴール** と **169のターゲット** を示した

※SDGsには環境に関連するゴール・施策が多い



#### 【当市における取組状況】

・『SDGs未来都市』に選定

森林・エネルギー・多文化共生に関する事業を軸に、  
2030年のあるべき姿を目指す

7

## 2. 第2次計画策定後の社会情勢の変化

### (2) パリ協定

#### ・パリ協定とは

- ・京都議定書: 1997年 COP3で採択

⇒2020年までの温室効果ガス排出削減の目標提示

…先進国と開発途上国で枠組み(義務)に差(先進国に厳しい)

#### 【課題】

- ・開発途上国の排出量が増加
- ・主要排出国のアメリカや開発途上国に削減義務がない
- ・気候変動の「緩和」だけではなく「適応」も

- ・パリ協定: 2015 COP21で採択

⇒世界の平均気温上昇を産業革命以前から2℃以内に抑える:「緩和」

…すべての国が参加する制度(5年ごとに削減目標提出)

⇒気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化:「適応」

#### 【当市における取組状況】

浜松市温暖化対策実行計画の見直し・改定

⇒温室効果ガス排出量の削減に向けた取組実施

8

## 2. 第2次計画策定後の社会情勢の変化

#### ・適応に関する国の動き

- ・気候変動適応法: 2018年6月公布

- ・気候変動適応計画: 2018年11月策定

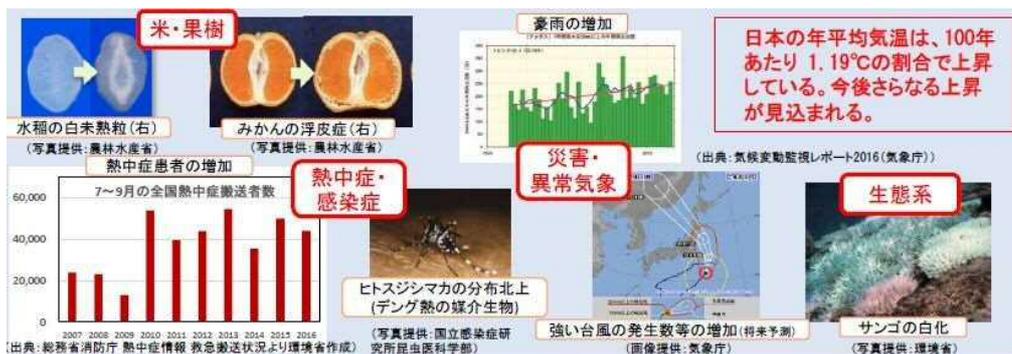
⇒気候変動による被害を最小化あるいは回避し、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指す

- ・関係者が一丸となって適応策を強力に推進

- ・気候変動の影響は、気候条件、地理的条件等により地域ごとに異なる

⇒地域での適応の推進: 全ての地方公共団体に対し

適応施策の推進・適応計画策定の努力義務



「気候変動適応法の概要」(環境省HPより)

9

## 2. 第2次計画策定後の社会情勢の変化

### (3) 海洋プラスチック問題

#### ・概要

- ・世界のプラスチックの生産量は1964年～2014年の50年で20倍以上に  
(1,500万t → 3億1,100万t) ⇒今後20年でさらに倍増する見込
- ・毎年少なくとも800万t分のプラスチックが海に流出  
⇒2050年までには魚の量を上回る計算(重量ベース)
- ・プラスチック容器のリサイクル率 14%  
⇒リサイクルを促進し、自然界への流出を防ぐ対策が急務  
(2016.1 世界経済フォーラム年次総会)
- ・マイクロプラスチック(5mm以下の微細なプラスチック)が海洋生物(食物連鎖)に取り込まれることによる、生態系への影響の懸念

#### 【当市における取組状況】

- ・海岸でのイベントで市民への啓発活動
- ・マイバック持参(レジ袋不使用)の呼びかけ(庁舎で放送)

10

## 2. 第2次計画策定後の社会情勢の変化

#### 【課題】

- ・廃プラスチックの有効利用率の低さ
- ・海洋プラスチック等による環境汚染
- ・(日本)世界で2番目の一人当たり容器包装廃棄量



#### ・プラスチック資源循環戦略

基本原則: 3R + Renewable (持続可能な資源)

重点戦略: 循環資源、海洋プラスチック対策、国際展開、基盤整備

⇒ 循環資源: リデュース等の徹底、持続可能なリサイクル、  
再生材・バイオプラスチックの利用促進

⇒ 海洋プラスチック対策: ポイ捨て・不法投棄撲滅に向けた措置、  
マイクロビーズの削減、  
海で分解できる素材の開発・利用  
ペレット等の飛散・流出防止

#### 【その他の取組】

プラスチック以外のごみについても、3Rや食品ロス削減を通じ  
ごみの減量化を推進(ごみ減量天下取り大作戦)

11

### 3. 地域循環共生圏

#### ・概要

- ・地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環
- ・各地域が地域の特性に応じて補完し、支え合う



(「第五次環境基本計画の概要」環境省HPより)

自立・分散型の社会

社会の共生

地域循環共生圏

#### 【当市における取組状況】

「環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」(環境省)に採択

⇒エネルギー事業と林業に関連した循環型社会の形成  
(エネルギー政策課、林業振興課、環境政策課)

12

### 4. 第2次計画掲載施策の達成状況

- ・第2次浜松市環境基本計画では、5つの基本方針と3つの総合的・横断的方針に基づき、各方針ごとに課題と施策(266施策)を提示

#### 【基本方針】

- ①健全な生活環境が保全される都市
- ②資源を有効に活用する循環型都市
- ③エネルギーを無駄なく賢く利用する都市
- ④多様な自然と人々のくらしが共生する都市
- ⑤環境活動を実践する人を育てる都市

#### 【総合的・横断的に推進する環境行政の方針】

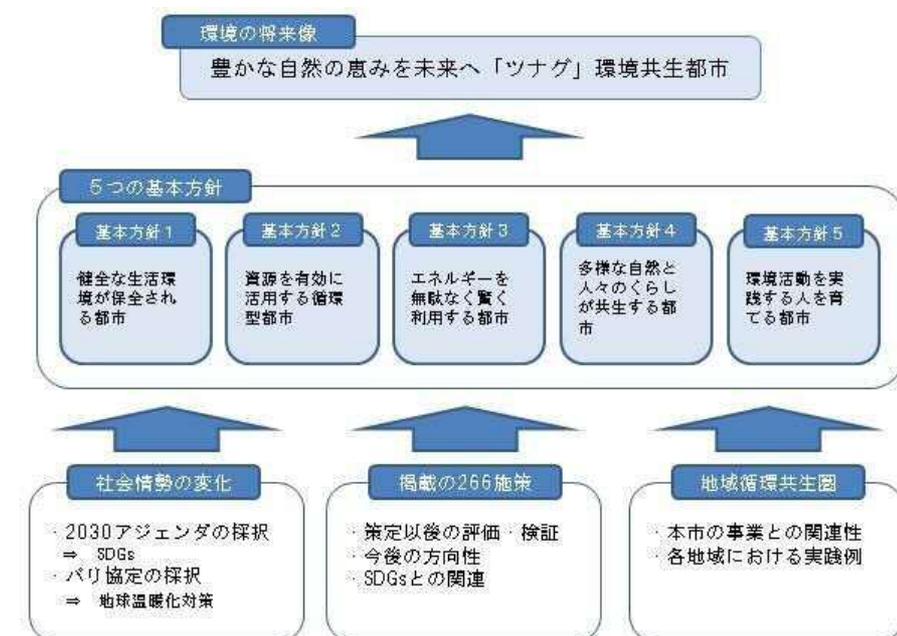
- ①市民協働で実践する持続可能な環境活動
- ②安全で快適なくらしをスマートに実現する都市機能の充実
- ③環境イノベーションと地域経済の振興

- ・各施策の達成状況及びこれまでの評価、今後の方向性については、現在関係各課に調査を行っている。

13

## 5. 5つの基本方針の見直し

・5つの基本方針についても、社会情勢の変化や施策の状況、地域循環共生圏などの考え方を踏まえ、必要に応じて見直しを行う



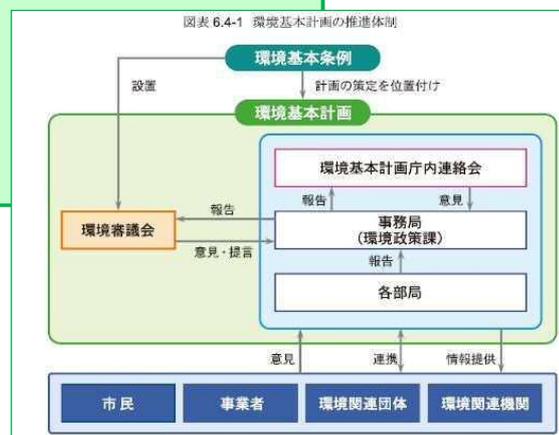
14

## 6. 計画の推進及び進捗管理

・第2次計画に記載されている推進・進捗管理の考え方について、必要に応じて見直しを行う。

(第2次計画 第6章「計画の推進及び進捗管理」より)

- ①計画の推進の基本的な考え方
- ②主体別行動指針
  - ・市の行動指針
  - ・市民の行動指針
  - ・事業者の行動指針
- ③計画の進捗管理の基本的な考え方
- ④計画の推進及び進捗管理の体制



15

## 計画改定における課題

---

- ・**環境分野の社会情勢の変化への対応**

第2次計画策定後に、国内外で策定された計画等を考慮した計画にする

- ・**関連計画(ビジョン)の精査**

第2次計画策定時に関連付けた各計画(ビジョン)について改定状況等を確認、整合をとる

- ・**これまでの取り組みに対する評価・検証**

第2次計画に記載されている施策の進捗状況の評価をし、進捗管理指標を精査する

- ・**5つの基本方針の見直し**

第2次計画に記載されている5つの基本方針について、見直しの必要性の有無の検討

- ・**見直し後の計画の進捗状況の管理**

計画の推進の考え方、進捗管理の手法の検討

16

## 改定までのスケジュール（予定）

---

- ・**スケジュールの詳細は資料2-3参照**

2019.12 改定案のパブリック・コメント実施

2020. 4 改定

- ・**環境審議会**

今後、改定までに3回(9月、11月、2月頃)開催予定

17

## (参考) 第2次浜松市環境基本計画の方針

### 【基本方針】

#### ①健全な生活環境が保全される都市

市民の健康や生活環境に影響を及ぼす公害の防止と、生活に潤いや安らぎを与えてくれる音・かおり・光資源などの保全を通じて、健全で快適な生活環境の創造に取り組む。

#### 《主要課題》

- ・大気汚染対策
- ・水質保全対策
- ・音・かおり・光に関する生活環境の保全及び創造
- ・騒音・振動・悪臭対策
- ・土壌・地下水汚染の防止
- ・有害化学物質などの対策の推進

18

## (参考) 第2次浜松市環境基本計画の方針

### 【基本方針】

#### ②資源を有効に活用する循環型都市

分別の徹底による、ごみの減量と資源化やエネルギーとしての有効活用に向けて、市民・事業者・行政が協働して取り組むことで、化石燃料の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する。

#### 《主要課題》

- ・一般廃棄物の減量とリサイクルの推進
- ・産業廃棄物対策の推進
- ・バイオマスの活用

19

## (参考) 第2次浜松市環境基本計画の方針

### 【基本方針】

#### ③エネルギーを無駄なく賢く利用する都市

省エネルギーに配慮したライフスタイル、ビジネススタイルの定着と、自然特性を活かした再生可能エネルギーの活用を図るとともに、エネルギーマネジメントシステムの導入を進めることで、エネルギーを無駄なく賢く利用する低炭素都市を目指す。

#### 《主要課題》

- ・地球温暖化対策の計画的な推進
- ・再生可能エネルギーなどの導入
- ・省エネルギーの推進
- ・CO<sub>2</sub>吸収源の確保

## (参考) 第2次浜松市環境基本計画の方針

### 【基本方針】

#### ④多様な自然と人々の暮らしが共生する都市

広大な市域に存在する豊かな自然環境やそこに生息・生育する多様な動植物と、全国でも指折りの産出額を誇る農業や林業、漁業、製造業といった人々の様々な営みや日々の生活が調和し、共生する都市を目指す。

#### 《主要課題》

- ・生物多様性の保全
- ・森林・農地・緑地の保全
- ・河川・湖沼・海岸の保全
- ・水やみどりに親しむ空間の創出
- ・自然景観の保全と創出

## (参考) 第2次浜松市環境基本計画の方針

### 【基本方針】

#### ⑤環境活動を実践する人を育てる都市

地域の環境資源を活用した実体験の活動を充実させ、すべての年代の人が日常生活の中で自らの問題として環境の保全に取り組むきっかけを作るとともに、防災や健康福祉などの分野と幅広く連携を図り、総合的に推進することで、生涯にわたる環境教育を目指す。

#### 《主要課題》

- ・学校・地域・社会など幅広い場における環境教育
- ・「体験の機会のある場」の整備と情報提供
- ・職場における環境活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取り組み
- ・環境教育の場の整備や充実
- ・環境情報の積極的な発信
- ・国際的な視点での取り組み

22

## (参考) 第2次浜松市環境基本計画の方針

### 【総合的・横断的視点で推進する環境行政の方針】

#### ①市民協働で実践する持続可能な環境活動

市民の日常生活では、環境に配慮したライフスタイルが定着し、地域においては、市民・NPO・事業者など多様な主体やあらゆる世代の行動・参画・協働により、環境活動が活発に行われ、都市の発展と環境の保全及び創造が両立する持続可能な都市を目指す。

#### 《主要課題》

- ・市民や事業者の行動変革の促進
- ・多様な主体の行動・参画・協働による環境活動の推進
- ・高齢世代が参画・活躍する場づくり

23

## (参考) 第2次浜松市環境基本計画の方針

### 【総合的・横断的視点で推進する環境行政の方針】

#### ②安全で快適なくらしをスマートに実現する都市機能の充実

人口減少・超高齢化社会の到来を見据えた、拠点ネットワーク型都市構造の構築が必要。

市域全体で環境負荷を低減するため、居住・都市機能を集約し、徒歩・自転車・公共交通を中心に考えた交通ネットワークの形成、地域特性に応じてエネルギー需給を総合的にマネジメントするスマートシティ化を推進する。

これらの政策を通じて、誰もが安全で快適なくらしをスマートに実現する都市を目指す。

#### 《主要課題》

- ・環境負荷の低減に配慮した居住・都市機能の集約
- ・徒歩・自転車・公共交通を中心に考えた交通ネットワークの形成
- ・エネルギーを最適利用する建物の普及やコミュニティ化

24

## (参考) 第2次浜松市環境基本計画の方針

### 【総合的・横断的視点で推進する環境行政の方針】

#### ③環境イノベーションと地域経済の振興

広大な森林や浜名湖などの本市の環境資産に、産業を結びつけることで付加価値を生み出し、環境と地域経済の好循環へとつなげる。

輸送によるエネルギー消費は膨大なため、地産地消を促進することにより物流方法の見直しをすることで、輸送時にかかるCO2削減を図るとともに、地場産の林産物、農畜産物、水産物の消費を促進し、地域経済の振興を目指す。

#### 《主要課題》

- ・本市の特性を活かした環境・エネルギー産業の成長促進
- ・環境資産の持続可能な活用による産業の振興
- ・環境・エネルギー産業の創造

25

ご清聴ありがとうございました



●環境基本計画改定スケジュール(案)

		環境政策課	パプコメ	環境審議会	議会・委員会			
2019年	3月	上旬	他課照会(進捗状況・評価)					
		中旬						
		下旬						
	4月	上旬	庁内検討会の開催準備	(第1回検討会) ・計画改定の方針説明(策定時からの情勢変化等) ・第2回検討会までの作業説明依頼 ・各課担当者の選出				
		中旬						
		下旬						
	5月	中旬	第1回庁内検討会(5/14)					
		下旬						
	6月	上旬	・各課における現状との整合チェック		第1回環境審議会(6/3)			
		中旬			(第1回審議会) ・第2次環境基本計画の概要説明 ・計画改定の方針説明(策定時からの情勢変化等) ・改定までのスケジュール			
		下旬						
	7月	上旬	・新たな施策の策定 ・計画改定素案作成					
中旬								
下旬								
8月	上旬	第2回庁内検討会	(第2回検討会) ・計画改定素案説明					
	中旬							
	下旬							
9月	上旬	第3回庁内検討会	(第3回検討会) ・パプコメ実施について	第2回環境審議会				
	中旬				(第2回審議会) ・計画改定の素案説明			
	下旬							
10月	上旬	・改定版第1版策定						
	中旬							
	下旬							
11月	上旬	第3回庁内検討会	(第3回検討会) ・パプコメ実施について	第3回環境審議会				
	中旬				(第3回審議会) ・パプコメ実施について			
	下旬							
12月	上旬	・パプコメ準備			報告(パプコメ実施前)			
	中旬		パプコメ実施(1ヵ月程度)					
	下旬							
2020年	1月	上旬	・パプコメによる修正案作成					
		中旬						
		下旬			パプコメ集計・分析・回答案作成			
	2月	中旬	第4回庁内検討会			庁議報告(パプコメ)		
		下旬	(第4回検討会)		第4回環境審議会			
	3月	上旬	・パプコメ意見報告 →改定案提示	(第4回検討会) ・パプコメ意見報告 →改定案提示	(第4回審議会) ・パプコメ意見報告 →改定案提示	報告(パプコメ結果及び改定案)		
		中旬						
		下旬						
	4月	上旬	改定					
		中旬						
		下旬						